

第8日

平成28年3月1日（金）

午前10時2分開議

○議長（浅尾静二君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は16名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号平成27年度朝倉市土地開発公社の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号朝倉市土地開発公社の清算終了についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第1号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 予算書の171ページになりますが、一般会計からの繰り入れということで毎年この問題、決算、予算を通じて、あるいは一般質問を通じて論議をしてきているところですが、今回、非常に26年度から27年度にかけて、かなり政策が変わってまいりました。今回の当初予算についても一般会計からの繰り入れがなされております。当然、26年度決算を前提にしながらか、そしてまた27年度決算見込みを前提としながらか、この28年度当初予算が組まれたものと思います。

まず第1点につきましては、26年度、財調基金からの繰り入れがありましたが、今回、税の値上げでかなりの徴収ができたものと思いますが、その状況と、それから28年度、それに基づいてどのような考えでこの当初予算を組まれたのか、特に171ページの一般会計からの繰入金、まず最初にこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） まず27年度の決算状況を見て、どういふ28の予算を組んだかということですが、27について、議員おっしゃるように27年度から税率改正をさせていただきました。そのことでそれまでの単年度の収入不足の解消に一定の効果があっております。

それと、この税の収納額については、まだ納期未到来の分がございますので、まだ額が固まっておりません、全体の額が。

それと、どのぐらゐの効果があつたかということですが、計算上では1億5,000万円というのが出ておりますが、それこそまだこの収納額については先ほどから言ってますように固まっておりませんので、今の段階でどれぐらゐというのはちょっと申し上げにくいと思います。

それと、27の全体の決算状況を簡単に説明させていただきますと、収納以外で国県支出金等で国の財政基盤強化で保険者支援制度の分で拡充があつておりますので、そのプラス要因等もございます。ただ、マイナス要因としても療養給付金という退職者医療制度の縮小による減少というのもございます。

今申しましたように、27のそういう額が固まつてるものもございませし、固まつてないものもございませ。

それと、歳出についても、医療費についてがまだ今、保険給付費を2カ月おくれで来ますので、12月時点までの額しか確定しておりません。1月に入りましてインフルエンザ等々も流行しまして、そこらあたりの伸びがどれぐらゐあるかというのがちょっと今の時点ではわかりませんので、どれぐらゐ収支というのが、数字的にはちょっと申し上げにくいところはございませ。

それと、28年度の繰り入れの件でございますが、28年度当初にはまだ一般会計からの繰り入れは計上させていただいておりません。

以上です。

先ほどから赤字補填分については、28当初には計上させていただいておりません。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 予算が3月に出てきまして、それから国保の決算が6月に出てくるんで、これ非常に不確定な状態で毎年予算のときには審議をしておるわけですが、要は現在の時点で明確なはっきりした数字が出てこないというのはもう十分に承知をしておりますけども、考え方です。考え方がどうなっていくのかというのは今後、特に一般質問の中でも財政の見直しに対する考え方、非常に強気な総務部長の答えもありましたけども、私からすると非常に厳しい状況なので、赤字をどう見るかという考え方が違うんだなということで、歳入、入るをはかりて出るを制するというのが前提にありながら、当然、当該の実質収支を中心として、実質単年度収支を考えていくというのが本来の姿ではないのかと。それについては赤字は出てくる、それについて補填をどうしていくのか、それによっては会計上の黒字はなし得る、そういうことであろうと思います。歳入が限定があり、歳出の増がふえれば赤字は出てくるというのが常識的な考え方。あとは操作の問題であろうというふうに私は考えておりますが。

ここでこの質問をしてるのは、国保会計が一般会計に与える、あるいは全体の財政に与える影響が非常に大きいということで、今度27年度から国保税の値上げをしたわけですが、約1億5,000万円程度ぐらいを当初審査するときには見込まれているというふうに承知をいたしておりました。大体そのあたりの数字だろうというふうに今の部長の説明では認識をいたしております。最終確定はもちろん現在のところではわからないけども、ある程度の見込みは出てるはずですよ。

それと同時に問題は、じゃあ今後、前年度、財調基金から2億円取り崩したわけですが、今回は一般会計のほうから取り崩していくというような今後の流れになってまいります。当面の当初予算ですから、その部分だけを審査するというよりも、この問題に関しては全体を見ながら審査していかなくちゃならん。特に今申しましたように、ほかに与える影響が非常に大きい。しかも29年度から30年度にかけて県がどういう方針を出すかということで、27、28、29という3カ年の間の取り崩し、一般会計からの繰り入れという形を見込まれております。これが今回の、6月にもこの問題については十分に審査していかなくちゃならんのですが、この問題についての現状として、今、私がきょうは当初予算で明確に出ますもんですけども、全体的な国保会計のあり方についてどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 国保会計の問題につきましては、昨年、一昨年でしたですかね、国保税を上げるときの議論としまして、このまま運営していけば毎年3億円程度の赤字が出てきますということを御説明したと思います。大きな話ですが、その3億円分を税で全部還付すると市民の負担が非常に大きくなるということの判断のもとで、約半分を税率アップで賄いましょう、残りを一般会計で将来は負担していきましようという大きな考え方でしております。

それで、27年の決算の状況を見ていきますと、先ほど部長が話しておりましたが、累積で8億5,000万円程度の赤字が出る予定になっております、一般会計から入れないという前提の話のもとでございます。8億5,000万円の中に国保税で納めるべきもので納めてないもの、滞納分といいますか、未納分がその中で約5億6,000万円弱でございます。そうしますと、8億5,000万円からその額を引きますと2億9,400万円程度、約3億円弱ぐらいあるわけございまして、それが純粋な本当の赤字分になろうと思います、累積的なものでございます。これはずっと長期的な、今までの累積も見た見方でございます。

もう1つ、単年度の収支がどうだったかということをおちょっと見てみますと、27年の決算から26の累積分の赤字分として繰上充用を行っております。その分が6億7,000万円程度あるわけですが、その部分を引きました純粋な27年度の歳入と歳出の差というのは約1億7,000万円程度でございます。ですから、当初3億円ぐらい赤字になりまして、1億5,000万円程度、税で入れましようという形にしておりましたが、若干、国保の保険者の減とか要因がありまして、赤字幅は当初は1億5,000万円程度の減というふうに見ておりましたが、1億7,000万円程度の減と、若干ぶれはありますが、そういう状況でございます。

そういう状況でございますので、これはまた後から出てくる話になりますが、27年度の赤字補填としましては2億円、昨年と同じように入れるという形で解消していくという形で、そうしますと少しずつ赤字幅は減っていきまして、最終的には滞納分、未納分が全額入れれば収支は整うような形でいう考え方を持っているとございまして。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 1点だけ、ここはちょっと見解が違うんだけど、滞納分が入ってくればというの、それはもう、これ、まだ十分に認識してない市民から見ると、ああ、そうなんだという話になるんだけど、毎年繰上充用金が1億5,000万円から2億円ふえてるということは、滞納が確実に入ってきてないということで、私は収納も一生懸命、頑張ってくれてるけども、なかなか国保の問題は難しく、それは総務部長、あるいは保健福祉部長かな、が一番よく知ってると思うんだけど、担当課も。なかなかこれは生活上の問題もあるし、そうそう今、総務部長が言ったような数字上の計算でいくと、これだけ入れればこれだけの金額、累積赤字が減りますと言いながら、今だけの話聞くと、おお、それはいいねという話になるんだけど、結果的には8億7,000万円の累積赤字を出して、繰上充

用もしていかないかんのかどうか。これはまたこれから先の政策ですけども、現実的にはそのようになっている。

保険税の値上げをしても、やっぱり1億5,000万円が1億7,000万円程度になるし、大体通常考えられるのが3億5,000万円から3億円ぐらいが大体単年度の赤字だろうというふうな計算が出て、今まで来ました。そのときの状況によって3億円を切る場合もありますけども。

その滞納の話が1つの方策としてあるけども、一方で、そう言いながら累積赤字はふえ、繰上充用をどうしていくかという話が今度6月以降にもまた出てくるという状況の中で、この国保会計の当初予算審査を今、私はしておるわけです。その点について、その滞納の分についての見通しは、そこの点が1点、ひっかかりましたんで、そこについて、もう私も最後ですから、これについて御回答いただきながら、あとは肅々と進めていきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 滞納の分が、確かに先ほどは入れば云々という話を申し上げました。これは現実的には非常に厳しいものはあろうと、それは認識しております。ただ、滞納がある間は一般会計から繰り入れるかどうかというのは、いろいろ議論した上であるべきものだと思っております。厳しいものは十分認識してるところでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案平成27年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案公益的法人等への朝倉市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） この議案が承知いたしましたのが2月の全協、議会だけの全協の最後に議長からこの話を聞きまして、それ以前、全く私、承知いたしておりませんので、

ちょっとびっくりいたしました。

その中で、あえて質問をしたわけですが、事務局長が執行部にかわっているいろいろな説明をされました。今までこういう私が知っておる限りにおいて、なかなかなかったといえますか、議員報酬、あるいは給与、特別職の改定については報酬審議会等において審議されていくという経過を知っておりますけれども、改定の率を変える場合にはそういうものは要らないんだという説明を受けました。市民感情からしますと、改定率であろうと、議員報酬の、あるいは特別職の給与引き上げに関しましてはやっぱり同じだと。

問題は、これが幾つかありまして、県のほうが3.15、今現在、朝倉市は2.60なんですけれども、県のほうで3.15というので大体並びをしてるということで、朝倉市も職員給与に準じて特別職、あるいは議員報酬も上げていくという考え方のようですが、そこあたりの詳しい話が十分に執行部のほうから聞いてないということ。

それから、非常にこれ新聞で出まして、実は皆さんはどんなのかわかんないんですけど、私はかなりメールも来ましたし、電話がかかってくるし、会合したときにも皮肉を言われますし、私はいつもこういう立場におるのかなと思いつつながら説明がなかなかつきませんでした。議案質疑の中で執行部の考え方を問いただしていくというのが1つの方式かなという形で質疑をいたしております。

まず第1点といたしましては、県下26市の中で3.15に上げたというのはどれくらいあるのかということ、これは全協のほうでは説明がありませんでしたので、アバウトしか話がありませんでした、大体結果は出てると思いますので、3.15に全部右並びになってるんだったら問題はないんですけども、これはもう県下の中で議員報酬の期末手当を上げるということについてもやぶさかではないだろうと、朝倉市議会だけが否定する必要はないというふうに思います。

しかしながら、話を聞く限りにおきましては、この2.6から3.15までの間には非常にばらつきがあるというふうに聞いております。特に市長も含めて、これ三役、そして私たち議員も改定で上がっていくわけですから、しっかりとした根拠がなければだめだろうと思います。これについて、現在のこの3.15に上げていく状況、他市の状況とか、そのいろいろあると思います、2.60から3.15の幅がありますから。

特に三役、特別職三役と議会が連動しておるのかどうか、これは今回、朝倉市は連動しておるわけですが、そういったものも本来ならば、私からすると、今までの経験からすると、こういう議会の議員の身分に関するもの、あるいは報酬に関するもの、これは一部の人間の、議運とかその他で、議長で決めることではありませんで、私の経験からすると、全員協議会の中で全員がこの問題についてかかわってきたという経過があります。私たちにとっても非常に大きな問題ですので、本来ならば、そこあたりは執行部は議会に配慮して、これを議案として出す場合には、議会でも十分に審議を尽くせるような時間的余裕、そういうものを与えるべきではなかったのかというのが1つあります。議会の責任という

よりも、これは明らかに議案として出てくるといのがわかって、そしてそれを急遽出してきて、これを認めてくれ、そういうことにはならんだろうと。

私、現在もこれ質疑しながら苦渋の思いをしております。どういう立場に立つべきなのかと非常に悩んでおります。真剣に考えれば考えるほど、市民と話せば話すほど苦しい立場に立っておりますが、まず第1点として、そこあたりの中身と他市の状況と、それから執行部としてこれを議会のほうに出してきた経過、もっと余裕持って、十分に議員は議員として、議会は議会として審議する時間的余裕を与えるべきではなかったのかというのが私としては非常に不満です。

結果は結果としてどういうふうになるかはまた別として、議会は論議を尽くすところから、論議を尽くさずに議案として委員会付託になって、その結論が出てしまう、こういうやり方は私からすると数十年、二十数年、議会に携わっておりますけども不承知であります。その点について2点、お伺いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） まず他市の状況でございます。最新の状況によりますと、26市、県下、市があるわけでございますが、3.15にするところは朝倉市を含めまして18市でございます。そして、どの団体も特別職と議員の期末手当の率は一緒でございます、まず一緒ということをお理解願います。

そして1市だけ、豊前市だけは議員と特別職が違っておりまして、議員のほうが高い状態になってます、特別職は低い状態になってます。

そして、先ほど18市と言いましたけど、その中には豊前市は入っておりませんが、豊前市の議会は3.15になるところでございますので、実際は18市プラス豊前市の議会分が3.15になるということになります。

それから3.10のところ、これは田川市でございます。田川市の1市でございます。

それから2.95は3市でございます。

それから2.90のところは1市。

それから2.6のままのところは、豊前市の特別職のところを入れまして3市あるわけでございます。

そういう形で、大方のところは3.15ということになっております。この3.15がなぜこういうふうになったのかといいますと、過去にいろんな事情を私ども調べました。そうしましたときに、平成の14年までは、もともとこの特別職の期末手当、議会の期末手当というのは国の指定職と同じに下さいという国からの通達がございます。そして、以前は職員に対しては期末手当と勤勉手当と2つ出ておりました。そして平成14年までは職員の期末手当と特別職の期末手当、これは同じ率で設定されておりましたけど、15年から職員の期末手当と指定職の期末手当の率が差があるようになっております。期末手当よりも多く指定職のほうが出るような形になっております。その関係で、朝倉市においては職員の例に

よるという形になっておりましたので、ずっとそのまま乖離が続いてきた状態になっております。そうしまして、合併協定のおきも職員の例によりという形でそのまま引き継がれておりますので、乖離がどんどん差が出てまして、2.6のままになったということでございます。

そうしまして、27年の人事院勧告、それから26年度の人事院勧告もございましたけど、職員のほうは勤勉手当のほう引き上げるといって上がってまして、国の指定職も上がってきた状態になっています。そうしますと、27年の人事院勧告後の状態で見ますと、国の指定職と朝倉市の特別職、議会の期末手当の率が0.55差が出るという形で、差が余りにも広がってきておりますので、これは国の指定職に合わせるべきだという、また他市の状況もほとんどのところがそういう状態でございますので、3.15にさせていただいたということでございます。

それともう1点、議会での説明でございますが、これにつきましては、私どもが指摘受けることは確かにそうございまして、議案案件でございますので、なかなか出していいものかどうかということもございました。事前審査になることも想定しまして、本来なら議員言われるようにすべきやったことかと思っております。そこら辺は反省してるところでございますが、そういうことがありまして、議会の事務局長のほうから提案していただいたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 今、明らかになったように、論議を尽くせばこれは3.15が妥当なのかどうか、これは職員の給与体系に準ずるといって朝倉市の流れがあったということで、そういう説明がやっぱりきちんと私たちになされなければ、議員は住民代表ですから、住民のやっぱり、全て住民におもねるといってではありませんけども、やっぱり私としては、財政を今、厳しく問題にしてる。

それでもちろん単純に言えば、値上がりするのに反対する理由はありません、上がるんだったら上がったほうがいいです。しかし、それは個人的な考え方です。やっぱりバランスを考えた上でどうなのか。あるいはまた議会として、議会人として、あるいはこれから先、若い人たちが入ってくる時にどう考えていくのか。そういった大きな問題をこれは抱えてるわけですよ。議員報酬が上がるか下がるか。特に上がる場合についてはそういった市民に説明をつくような形できちっとしたものでないといかん。

それから2番目の問題点で、事前審査になるって、それは事前審査になるような状況で持ってくればそういうふうになりますけども、こういう考え方がありますと、議案としてまだすぐ出てくるわけじゃないということであれば、これは議長を含めて副議長、あるいは議運を通じてこういう問題提起をしていくと。これは急激に1カ月前に決まった話じゃないわけですから、それはもっと事前に十分にやって、そして議長配慮のもとに、これは

全員でこの問題をあらゆる角度から。

これはあえて蛇足として言いますけど、やっぱり議会の政務調査費だとか、あるいは費用弁償だとか、あるいは議員としての報酬そのものがどうかというのは論議になってるんですよ、朝倉市もこれはなっております。議長を通じてこれをどう考えるかということも、前回、去年そういう提案も非公式になされております。だからこういった問題は非常にセンシティブというか、繊細な問題を含めまして、将来的にもやっぱりどうあるべきかということは、単純にこの金額がいいのか悪いのか、職員がそこ上がったからやれるかという話ではないはずなんです。全体を通して、しかもまさに真ただ中で今、財政の見直しの中で赤字が出てくる、大型事業がある、戦略がある、そういった論議をしていて、財政的にも厳しくやっていかないかんというときに、私たちの議員報酬の期末手当がずっと上がっていくということについては、やっぱり市民感情からしてもやっぱり問題になるんだろう。

だから今、2点目については十分に反省するということですので、これ以上、言いませんが、今後こういう問題があったときには、ぜひもっと早い時点で、十分に議会は議会としての対応ができるように、論議ができるように、ぜひ配慮をしていただきたいと思います。

2番目は、今度はあえて言いますが、これを反対した場合には、公選法の規定でもらわないと、要らないというわけにはいかんということをおっしゃっております。とすると、これはほかの議員ともその話をしてるんですが、何かパフォーマンスに、反対するとパフォーマンスで、結局反対して自分はそのお金をもらう、何かこういうことになってくると、私の潔さからすると物すごく矛盾を感じます。

本来ならば、私の趣旨は、もう1回でも、議会の議員の報酬ぐらいは本来ならば3.15が妥当なのか、先ほど言ったように26市の中の19市が上げてるわけだけでも、ほかは2.6もあるし、2.9もあるし、こういった論議を本来はしていかなきゃならんのだろうと。

これは市長の三役の分については、私がここでとやかく言うよりも、そういう大きな判断の中で特別職、常勤特別職ですから、また違った考え方でなされたんだろうと思いますけども。

この問題を非常に今、私も人事秘書課長かな、からまた説明受けまして、非常に今現状としては職員給与に準ずるとこの1点、これについて認めていかないかのかなと。幾ら反対したって、これは現実的にはそういう規定の中で慣行としてなされてきたものを今さら否定するというのもどうなのかなというふうにして、非常に心が揺れております。

あと数日間、いろんなことを聞きながら、その大所高所から私なりに考えていきたいと思っておりますけど、その問題、あえてもう1回、この出し方、議会の尊重、議会を尊重して、議会は住民代表であるということで、市民に対してきちっとした回答、答弁ができるように、説明責任が果たせるようにしていくためには、こういう問題、今後また起こり得る可

能性もある、下がる可能性もある、上がる可能性もある。そういったことで踏まえて、議会尊重という立場からあえて市長、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今回の報酬じゃなくて手当の改定ですけれども、これにつきましては、先ほど総務部長が説明を申し上げたような事情の中で、今回提案を申し上げさせていただいておるということであります。

今、実藤議員のほうから、その出し方についてももう少し、議案としてする前に議会のほうに相談したらどうかという提議がございました。そのことは十分重く受けとめまして、今後はそういったことも含めて、十分議会の皆さん方の意見も聞きながらということで作らせていただきたいというふうに思っています。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例及び朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市女性センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案朝倉市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案朝倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案朝倉市総合戦略の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第14号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、17日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時47分散会